

【 第66・67号 職員等の給与を改定する条例改正 】

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて、地方公務員である市の職員の給料表を改正したほか、職員等の手当支給割合の改定等を行いました。

問 人件費の上昇額は。

答 858万8千円である。

問 その原資は。

答 原資という考えではない。補正予算に計上している。

【 第66・67号 職員等の給与を改定する条例改正 】

問 改定後のラスパイレス指数（※）は。

答 30年4月1日時点で96.8であった。

※ ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与を100としたときの、地方公務員の給与水準のこと。100だと同水準。

問 100に近づけるべきではないか。

答 給与改定はラスパイレス指数の補正を目的とするものではない。